

霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月28日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 多目的研修施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中央地区多目的体育館	霧島市福山町福山2458番地
中央地区研修棟	霧島市福山町福山2445番地
中央地区多目的広場	霧島市福山町福山2666番地

第3条を削る。

第4条中「委員会」を「市長」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に改め、同項第3号中「委員会において」を削り、同条第2項中「委員会」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項及び第2項第3号中「委員会」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「委員会」を「市長」に改め、同条を第8条とする。

第10条ただし書中「委員会」を「市長」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第11条とする。

別表中「第8条」を「第7条」とし、「130円」を「150円」に、「170円」を「200円」に、「体育館照明」を「体育館」に、「210円」を「220円」に改め、同表備考中備考を備考1とし、同表備考に次のように加える。

- 2 体育館において使用者が照明を使用する場合は、1時間につき80円を使用料に加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に効力を有する霧島市教育委員会が行った処分、手続きその他の行為又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に霧島市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以降においては、市長が行った処分、手続きその他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 改正後の霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による

(提案理由)

霧島市福山中央地区多目的研修施設の使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るための額の見直し並びに平成29年度組織機構再編に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。